

# HANAZONO EXPO 運営事業委託仕様書

## 1. 業務名

HANAZONO EXPO 運営事業

## 2. 業務の目的

東大阪市では、ポストコロナ社会における新しい生活様式や価値観、最先端のデジタル技術を来場者が見て触れて体験できる機会をつくることを目的とし、東大阪市花園中央公園（公園内施設を含む）において、HANAZONO EXPOを開催する。HANAZONO EXPO運営事業（以下、「本事業」という。）を通して、本市のウェルビーイングの実現とにぎわいの創出及び2025年に開催される「大阪・関西万博」の機運醸成を目指す。

HANAZONO EXPOについては、「大阪・関西万博」開催の3年前となる令和4年度を初年度とし、未来技術などを「Feel（知る・触れる）」というコンセプトで開催した。令和5年度は、来場者に理解・想像力を働かせ、膨らませ、掻き立てるよう「Image（考える・発想する）」を、令和6年度は、来場者の行動・意識を変容させるよう「Create（共に創る・生み出す）」をコンセプトに開催する予定としている。「大阪・関西万博」のさらなる機運醸成と、本市のウェルビーイングの実現、ブランド力向上、にぎわいの創出を継続して行っていく。

なお、HANAZONO EXPO開催期間中の集客数は、10万人を目標とする。

## 3. 履行期間

契約締結日から令和5年12月31日までとする。なお、HANAZONO EXPO開催期間については令和5年11月3日（金）から11月4日（土）とする。ただし、11月2日（木）はマスメディア及びその他関係者に対し限定的に公開する。

## 4. 履行場所

東大阪市花園中央公園（公園内施設を含む）

※東大阪市花園中央公園内施設の使用が可能な日時については、「別表 公園内施設使用可能日時一覧」にて確認すること。

## 5. 業務の内容

本事業における業務の内容は、次の（1）から（7）までとする。

- （1）HANAZONO EXPO 実施計画の策定
- （2）HANAZONO EXPO における個別プログラムの企画及び実施
- （3）事務局運営支援業務
- （4）広報関連業務
- （5）HANAZONO EXPO 運営関係業務
- （6）業務報告書の作成

(7) その他本事業の目的達成に必要な業務

## 6. 業務の詳細

### (1) 実施計画等の策定

本事業の適切な運営及び進行管理のため、委託者と共同し以下の項目について計画を作成する。

#### ①実施計画の策定

HANAZONO EXPO の開催概要及び詳細な計画を含む、本事業全般の実施計画を令和5年6月16日（金）までに作成すること。

#### ②会場整備計画の策定

実施計画に基づき、具体的な会場整備計画を策定すること。なお、策定にあたっては、各プログラムや公園内の既存施設の回遊・滞在性を高め、HANAZONO EXPO が盛り上がるような仕掛けや趣向を凝らすこと。

#### ③警備計画の策定

HANAZONO EXPO 開催にかかる関係機関（警察及び消防署等含む）との連絡調整を行い、警備計画等を作成すること。

### (2) HANAZONO EXPO における個別プログラムの企画及び実施

個別プログラムの企画にあたっては、以下に示すメインプログラム及びサブプログラムで構成し、企業、大学、その他団体などと連携し、産官学共創による多様なプログラムの企画及び実施をすること。なお、前年度の HANAZONO EXPO 全体のテーマや、各種プログラム実施状況を踏まえ、今年度の HANAZONO EXPO 実施にあたり、繋がりや広がりなど創意工夫を凝らすこと。全体として170以上のプログラムを実施すること。

また、委託者が契約に先行して企画・調整している「大阪・関西万博」プロデューサーと連携したプログラムをはじめとしたメインプログラム等については、受託後、双方で調整し、最も効率的・効果的な方法で実施するものとし、必要に応じて委託金額の調整、減額を行うもの。

#### ①メインプログラム

以下に示す i) から iii) までのプログラムは必ず実施するものとし、iv) から x) については複数の企画を実施すること。

#### **必ず実施するプログラム**

##### i) 空飛ぶクルマ関連プログラム

新たな移動手段として研究開発、実証実験が進められている空飛ぶクルマに関して、来場者が身近なものとして感じられるようなデモンストレーションや展示などを行うこと。

##### ii) 2025年「大阪・関西万博」と連動したプログラム

大阪・関西万博のテーマ事業や出展するパビリオンのテーマを体験できるプログラムや、公式キャラクターを用いた集客プログラムなど「大阪・関西万博」と連動させるようなプログラムを行うこと。

##### iii) 集客を目的としたプログラム

- ア) 本市や「大阪・関西万博」、SDGsと親和性のある有名人が出演するステージ等を多目的中央広場内にて企画し、実施すること。
- イ) 会場内に常設テントを100張り以上設置し、にぎわいづくりにつながる企画を実施すること。

#### 複数実施するプログラム

- iv) 参加体験型ワークショップ等のプログラム  
未来を担う子ども向けの教育テックやプログラミング教室をはじめ、大人も一緒になって楽しく学べる各種ワークショップを企画・実施すること。
  - v) AR・VR関係のプログラム  
AIやIoT、ロボット、デジタル技術を駆使しリアルとバーチャルを体験できるプログラムを行うこと。
  - vi) データヘルスケア関係のプログラム  
最新のヘルスケア関連技術・事業を体験できるプログラムを行うこと。
  - vii) カーボンニュートラル関係のプログラム  
二酸化炭素排出量の削減や再生可能エネルギーの普及を促進するような脱炭素社会に寄与する最新技術の展示などを行うこと。
  - viii) ロボット技術関係のプログラム  
ロボットフレンドリーな環境を会場内に取り入れ、サービスロボットが社会実装した姿の展示などを行うこと。
  - ix) 自動運転関連プログラム  
自動運転自動車の試乗や自動配送ロボットなどによるデリバリーなど、日常生活における活用を体験できるプログラムを行うこと。
  - x) 国際色豊かな文化・交流を感じるプログラム  
万博本来の趣旨である世界中から人やモノが集まる場をコンセプトに取り入れ、国際色豊かな文化を感じる演出や国を超えた交流が生まれるプログラムを行うこと。
- ②サブプログラム
- i) SDGsの啓発に関連するプログラム  
参加者がSDGsについて考えるきっかけとなるような展示やイベント、仕掛けを実施すること。
  - ii) 食文化に関連するプログラム  
関西、世界各国、健康等の食文化に関連するプログラムを実施すること。また、先端技術を掛け合わせたフードテックや、SDGsを意識したフードロスへの取り組みなどのプログラムを実施するとともに、キッチンカーなど50台以上（東大阪市内事業者を含めること）を配置した、食に関するにぎわいプログラムを実施すること。
  - iii) その他、本事業の目的達成につながるプログラム  
事業者の企画提案書において提案のあった事項のうち、市が必要と認めたものは実施すること。その他事業活性化につながることは相互に提案し、協議の上行うこと。

### (3) 事務局運営支援業務

- ①契約締結後速やかに事務局の運営を支援する体制を整備し、委託者やプログラムホルダーとの調整のほか、HANAZONO EXPOに関する出展者の募集等の手続き、委託者が第三者に損害を及ぼした場合の対応など、HANAZONO EXPO開催にかかる企画、調整、運営等の総合的な支援を行うこと。
- ②出展基準については、委託者と事業者双方において協議し決定する。なお、出展者に対する出展料の管理・徴収を行うとともに、出展に際して発生した費用の支払いを行うこと。
- ③HANAZONO EXPOに関する問い合わせ対応を行うこと。
- ④本事業の実施のため出展者マニュアルなどを作成し、出展者や関係機関等との調整を行うとともに、出展者説明会を開催すること。
- ⑤HANAZONO EXPO開催にかかる官公庁等各種許認可申請等に必要な申請資料の作成及び届け出等の手続きを行うこと。
- ⑥その他本事業全般にかかる企画調整・管理運営に関し、委託者の求めに応じて、委託者と協議のうえ、適切に対応すること。

### (4) 広報関連業務

- ①HANAZONO EXPOを効果的に広報し、本事業への集客を図るため、戦略的な広報・プロモーション計画を策定すること。
- ②HANAZONO EXPOを広報するための統一コンセプトをはじめ、ロゴ、キービジュアル、活用する広報媒体・手法などについて、企画・実施すること。
- ③HANAZONO EXPO専用ホームページの作成、SNSアカウントの取得・公開を行い、適切に管理・運営すること。
- ④HANAZONO EXPOを広く周知するため、ポスター、チラシ、のぼり、スタッフが着用する統一的なユニフォーム等を作成すること。
- ⑤HANAZONO EXPOのエリアマップ、タイムテーブル等をデジタル及び紙媒体で準備すること。

### (5) HANAZONO EXPO 運営業務

- ①会場内には、企画するプログラムに応じて、舞台、音響、照明等必要な設備を設置し、運営に必要な資材やスタッフ等を準備すること。また、運営スタッフについてはSDGsや多様性に配慮すること。HANAZONO EXPO終了後は、設置した設備等を速やかに撤去すること。
- ②メインゲートとなる会場入り口には、未来技術をイメージし、誰しものがワクワクするようなエントランスを設置すること。
- ③ICT技術を活用し、会場内の混雑状況の可視化や来場者数を把握するなどHANAZONO EXPOの運営にあたっては積極的にデジタル技術を活用すること。
- ④開催期間中は、来場者数把握に努めること。また、特定のプログラムについては、混雑の解消を目的として、事前予約システムを導入するなど、来場者にとって、ストレスフリーな運営を行うこと。

- ⑤設備等の設置・撤去について、来場者等の安全の確保及び時間内の完了のため、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制も含め、十分検討し、実施すること。
- ⑥HANAZONO EXPO 開始、終了、搬入出時における来場者の安全な誘導方法について十分検討し、実施すること。
- ⑦会場内及び会場周辺においては、来場者及びステージゲスト等の出演者（本事業の規模及び趣旨を考慮し、場合によっては警察法施行令第13条第1項に基づく警護要則に規定する警護対象者も想定すること。）の安全を最優先として、各プログラムの運営に支障がない警備計画を作成し、安全安心な警備を実施すること。警備計画を作成するにあたっては、適切かつ安全な来場者・交通の誘導方法その他防火・防犯に対応できる必要な警備員の配置計画及び警察、消防、救急等官公庁との連携・協力を前提とした安全対策を策定すること。
- ⑧来場者が目的のコンテンツに容易にたどり着くように、会場内へのインフォメーションセンターの設置やデジタルサイネージの活用など各種機能・手法を検討し、準備すること。
- ⑨来場者が HANAZONO EXPO を快適に楽しめるよう、十分な数のトイレと、滞留できるテーブルやいすを確保すること。
- ⑩会場内で発生するごみについては排出抑制に努めるとともに、分別を徹底し、ごみ置き場の設置場所や収集方法など、指定管理者と事前に協議のうえ、対応すること。なお、キッチンカーなどのフードゾーンにおいては、リユース食器の活用など、SDGsに資する取り組みを企画・実施すること。
- ⑪提案により実施するプログラムに応じて、会場内に救護所を設置（看護師においては委託者において配置予定）するなど、消防局（救急）、指定管理者等と十分に調整・協議の上、急病人、負傷者等の救護体制を整え、万全を期すこと。救護を行った場合は、患者ごとに救護対応状況を記録した書面を委託者等に提出すること。
- ⑫会場内において、迷子や、遺失・拾得物の問い合わせに対応するとともに、安心・安全な運営を行うこと。
- ⑬HANAZONO EXPO 終了後、会場として使用した花園中央公園内の各施設等の原状回復については、指定管理者の立会いのもと、行うこと。
- ⑭雨天・荒天時の対策については、十分に配慮すること。また、新型コロナウイルス等の感染症対策については、時勢を踏まえ、適宜配慮すること。

#### (6) 報告書作成

- ①A4サイズ3部及びCD-R又はUSBメモリに格納のこと。
- ②成果物等の所有権及び著作権は、納品をもって委託者に帰属するものとする。
- ③業務報告書の作成にあたっては、委託者と協議の上、実施日時・場所・来場者数・出展コンテンツをはじめとした実施概要、配布資料、公演の記録（実施内容がわかる写真や動画など）、アンケート集計結果等を含めた内容とすること。

#### (7) その他、本事業に関すること

プロポーザルにおいて、企画提案した内容については実施すること。ただし市と協議した

うえで実施しないと判断した場合はこの限りでない。

上記以外に本事業に関することで事業活性化につながることは相互に提案し、協議の上必要に応じて実施すること。

#### 7. 報告及び検査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

#### 8. 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

#### 9. 個人情報の保護体制

業務を通じて知りえた情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。

#### 10. 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。

#### 11. その他

(1) 仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、対応すること。

(2) 本事業上知り得た事項については、履行期間中はもちろん履行期間後も守秘義務を負うこと。

(3) 本事業の実施にあたり、疑義が生じた事項については、市と協議の上、対応すること。

(4) 新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止対策については、時勢を踏まえながら、本市や国・大阪府が示す方針に準拠すること。